

福岡県の環境行政の課題

～うるおいのある、調和のとれた環境の創造～

福岡県環境整備局長 やま ぐち てつ じ 山口 哲 司

今日の環境問題は、人間の社会経済活動の拡大による環境への負荷の増大が環境の悪化をもたらすとともに、それが地球規模という空間的広がり[○]と将来の世代にわたる影響という時間的広がりをもつ問題であるという特色を有している。

このような環境問題に対応していくためには、従来の規制的手法だけではもはや困難であり、多様な手法を適切に活用していくことが必要である。

平成5年11月に制定された環境基本法では、新たな地球環境時代に対応して生活環境や自然環境を包含したより広範な分野を対象とし、これに基づいて平成6年12月に環境基本計画が策定されたところである。

21世紀に向けて、我が国の経済社会は人口構成の高齢化、産業構造の変化など成熟化しつつあるが、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が定着しており、都市化の進展がみられている。都市部では、自動車等から排出される窒素酸化物等による大気汚染や生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害が依然として続いており、廃棄物の排出量の増大による処理能力の危機的状況が起こっている。地球規模では、酸性雨・地球温暖化やオゾン層の破壊などの国境を越えた問題が顕在化し、熱帯林の減少や野生生物の種の減少等の問題が進行している。

これらの問題は、人類の生存基盤そのもの

をも脅かす恐れがあり、地球上の全人類が共同して取り組むべき課題であり、この解決のためには、現在の経済社会システムや生活様式を変革し、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会の構築を図っていかねばならない。

福岡県としても、このような環境問題の現状に鑑みて地域の実情を見極めながら施策を進めていくこととなる。環境基本法第7条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、さらに、同法第36条により地方公共団体の施策が規定されている。これらにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたが、本県では県の長期プラン“21世紀へのプラン”の中で環境に関するマスタープランともいべき計画の策定を構想し、平成5年度から2か年間の予定で策定に着手していた。この間、国では前述のとおり環境基本法の制定、これに基づく環境基本計画の策定など環境行政の一大転換期を迎えていた。このため、福岡大学の浅野直人教授をはじめとする検討委員の先生方の御意見などにより、新しい理念に沿った“福岡県環境総合基本計画”を策定することができた。

この計画づくりを通じて多くのことを学んだが、とりわけ貴重な経験だったのは、計画づくりの過程で県民や事業者の意見を伺ったことである。限られた範囲の専門家に意見を聴くことはあっても、策定途中で計画の骨子を公表し、意見を求めるというのは本県ではほぼ前例のないことで、環境問題解決に向けて県民・事業者の協力が不可欠であることを認識してのことであった。約1か月間という短期間ではあったが、寄せられた意見はいずれも今日の環境問題を直視した非常に価値ある意見であった。その大半は、計画中に盛り込んだつもりであり、盛り込まれなかった意見についても今後の検討課題として、参考にさせていただく予定である。これからの計画推進に当たっても、この県民参加を環境問題解決のための重要なキーワードの一つとして環境施策を展開したいと考えている。

平成7年度からは、この環境総合基本計画の推進に向け、行動計画として平成8年度にかけて、福岡県ローカルアジェンダ21（仮称）を策定していくこととしている。これにより、県民・事業者の方々に、地球市民として環境に配慮した生活や事業活動を実践していただく契機となれば、と考えている。

現在、県内の環境問題は多岐にわたり、その課題や対応については環境総合基本計画の中でほぼ網羅的に記述しているので、ここでは最近の主な課題について以下に検討を加えたい。

1. 環境影響評価の推進

環境影響評価制度が環境汚染を未然に防止するための有力な手段であることについては広く認識され、定着していることから、県では、より精度が高く信頼ある環境影響評価を

推進するため、制度化に努めるとともに、影響評価の審査等に必要な各種情報の収集や知見の集積を図ることとしている。また、環境総合基本計画で明らかにした開発事業ごとの個別の環境配慮を進めるため、具体的事例を挙げながら環境への配慮を促すことも必要と考えている。

2. 環境施策と経済的措置

持続的発展が可能な社会の構築のためには、これまでの経済社会のあり方や生活様式そのものを再検討せねばならない。事業活動等により環境問題が発生した場合、環境への負荷にとめない社会に生じる費用をその原因者に負担させるという経済的負担は、社会の構成員の各々に環境保全に配慮した行動を促すための手段とされている。たとえば廃棄物の発生抑制のための処理手数料徴収やいわゆるデポジット制度などがあるが、これらについては環境保全の観点からだけでなく、経済活動へ及ぼす影響等についてさらに調査研究を加えることが必要である。

また、経済的助成については、従前から福岡県公害防止施設等整備資金融資制度があり、融資対象施設を公害の防止施設のみに限っていたが本制度を拡充し、平成7年度からフロン回収装置についても融資の対象としたところである。

さらに、今後は環境分野における技術開発の促進のため、助成制度を設けて活用していきたい。

3. 環境保全活動の推進

(1) 環境監査等

環境問題に対して世界的に関心が高まっているが、経済社会の中心的担い手である企業

において従来の規制基準を遵守するだけでなく、自ら環境保全のための企業活動を実践しようとする動きが見られている。これは国際標準化機構（ISO）における環境管理に関する一連の動きの中で見られるもので、県内の企業においてもぼつぼつ取組が始められている。また、大手の企業が中心ではあるが、今後は中小企業等にも影響が及ぶことが予想され、県として情報の提供等の支援策が必要と考えている。また、このような自主的活動を実践している企業を高く評価するなどの社会的コンセンサスづくりも必要である。

（2）環境教育（学習）

本県が環境総合基本計画を策定するに当たり、平成5年度に実施した県民意識調査の結果によると海や河川等の水質汚濁やごみ問題といった身近な環境問題とともに、地球の温暖化、オゾン層の破壊などといった地球環境問題についても関心が高い反面、市民団体や県民一人一人が環境問題に積極的に取組むべきとする意見は少なく、各自が自分の問題として認識するまでには至っていない。県では以前から啓発活動等の取組を行ってきたが、平成3年度に策定した福岡県環境教育基本計画により、計画的に環境教育を推進している。今後は、県民が必要とする情報の提供に努めるとともに、環境教育の拠点施設の設置についても検討していきたい。

（3）環境保全の具体的行動

県民や事業者等により組織され環境保全を行う民間団体（いわゆる NGO）は県内にも大小の違いはあるが、多数存在し自主的な活動を行っている。これらの団体は、それ自体の活動はもとより、何か行動を起こしたいと考

えている県民に環境保全への行動の機会を提供するという意味でも大きな役割を果たしている。しかしながら、それらの団体のほとんどは活動基盤が脆弱であり、資金的にも人材、情報の面でも不足している感がある。県としては、実態調査を行い、その活動状況を把握した上でその自主性と創意工夫を尊重して、支援策について検討したい。

4. 自然環境

県民の環境に対するニーズは自然環境の保全にとどまらず、自然とのふれあいがもてる快適な環境の確保に及んでいることから、このニーズに応えるよう今後とも自然とふれあえる場の整備が必要である。

しかしながら近年、農業や林業の従事者が不足し森林や農地の維持が困難となっている。森林や農地のもつ機能を考えると中山間地域対策や過疎地域対策等とも関連させた施策を推進していくことが必要である。

さらに、県内の希少な野生動植物の保護についても調査・研究を進め適切な対策を進めていきたい。

5. 大気・水環境

（1）大気環境

これまで同様、工場・事業場等への監視・指導は引き続き実施していかねばならないが、他方、今日の環境問題の中心は、都市・生活型公害に移行しており、このことから平成5年度末に監視体制を見直し、測定局の適正配置を行っている。平成6年度の大気汚染の状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントが環境基準に適合していない。

・自動車交通公害対策

自動車から排出される窒素酸化物による大

気汚染を防止するため、自動車交通量の抑制、物流対策等の交通流対策、低公害車の普及等総合的な対策を推進していくことが必要である。

・オゾン層保護対策

オゾン層破壊の原因物質とされる特定フロンについては、1996年から生産は中止されているが、平成6年度に県有施設等からの排出抑制の徹底のため「県有施設等に係るフロン対策基本指針」を策定するなどして対応してきた。

また、平成7年度から市町村・一部事務組合がフロン回収装置を設置する際の補助制度を創設した。

さらに、関係業界・自治体等が連携して取り組むため、平成8年2月に「福岡県フロン回収処理推進協議会」を設立し、普及啓発、回収・処理等の支援を講じていくこととしている。

・未規制有害大気汚染物質対策

大気環境を通じて人の健康に影響を与えるおそれのある各種大気汚染物質について、その性状や使用状況に関する基礎的な情報を収集し、整理蓄積するなどの実態把握調査が必要である。

・騒音・振動対策

平成7年7月の国道43号・阪神高速神戸線にかかる最高裁の判決を踏まえて関係5省庁でとりまとめられた「道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」に基づき、県においても関係行政機関と連携を図りながら取り組んでいく。

・生活騒音防止対策

生活騒音については、個人の日常生活から発生するものであり、住民一人一人のモラルやマナーによるところが大き

く、騒音防止のための啓発活動を推進する必要がある。

(2) 水環境

水は、社会経済活動の中で様々な形態で使用されるもので、水質、水生生物、水辺環境を総合的にとらえて、対策を進めねばならない。

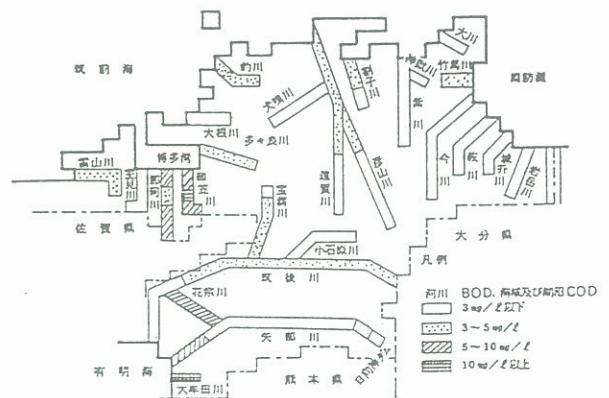
工場・事業場からの汚濁負荷の削減については適切な排水規制を今後とも続けていくこととしているが、近年の河川の水質汚濁の原因の約7割は生活排水であるなど、大気環境同様、都市・生活型公害へ重心が移行してきている。

・生活排水対策

まず、基盤整備として公共下水道の整備のほか、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設等地域の実情にあった処理施設を整備していかねばならない。

本県では、釣川流域等7か所を生活排水対策重点地域として指定し、宗像市等の事業に対して財政的支援を行うなどしてきた。また、家庭用小型合併処理浄化槽が生活排水対策上極めて有効であることから県の補助制度を設

県内主要水域水質汚濁概況図



け、その普及に努めている。

環境基準の類型指定については、指定から20年が経過し、水質環境の状況の変化があることから、平成6年度から見直し作業に取り組んでいる。また、平成8年度は北九州市内河川の類型見直しを進めていくことにしている。

近年、発ガン性の疑いのあるトリハロメタン等の有機物質が水道水中に含まれていることが問題になっており、このため国では「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法」及び「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」が制定されたところである。県では、平成8年度に水道水源の水質調査を実施する予定であり、また各水道事業者に対し福岡県水道水質管理計画に基づき、水道水源の水質調査を引き続き指導していくこととしている。

6. 廃棄物問題

廃棄物問題を概観すると、焼却や埋立などの陸上処理にあっては新たな処理施設、特に最終処分場の確保が困難な状況から山間地や空き地での不法投棄や不適正処理事例が後を絶たない。

一方、海洋投入については、国際条約により平成8年1月1日から規制が強化されており、将来的には全面禁止の方向に向かっている。

このように国際的にも国内的にも厳しい状況のもと、また低迷する経済の面からも効率的な処理、有効利用技術の導入が求められている。

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であるが、県としては適正処理の確保、最終処分

場の延命化を図る上でも、ごみの減量化の促進が求められており、次にあげる施策を進めて市町村への支援に努めている。

・し尿処理

近年、水洗化処理を求める住民の希望が強く、平成6年度の水洗化人口は総人口4,879千人のうち3,245千人に達している。現在も下水道の普及拡大、小型合併処理浄化槽の設置促進などが図られており、今後とも水洗化人口は増大することが予測されている。なかでも浄化槽の適正な維持管理を含めた対策については、廃棄物処理の観点からだけでなく河川の水質汚濁防止の点からも重要であり、県の補助制度である「福岡県小型合併処理浄化槽設置整備事業」を今後とも普及・促進していく。

また、近い将来、海洋投入処理が禁止されることが予測されるため、陸上でのし尿処理施設の新たな確保、老朽化したし尿処理施設の更新等が必要となっている。

・ごみ処理

平成6年度の県民一人当たりのごみ排出量は、1,099gとなっており、年々増加している。ごみの減量化・再生利用の推進は緊急の課題であり、平成6年3月に策定した「福岡県ごみ減量化・再生利用推進計画」に基づき、市町村が地域に応じたごみ減量化・再生利用実施計画を策定するよう指導している。この計画の中でごみ資源化率を平成12年には13%まで向上させることを目標としている（平成3年5.2%）。

平成7年6月には、容器包装リサイクル法が公布され、今後計画の策定等、平成9年4月の施行のための準備作業を進める必要がある。

また、処理施設の整備促進に当たっては、広域処理体制による中間処理施設や最終処分場

の整備を促進するとともに、減量化・資源化を目的とした処理技術の集積、分析、確立も必要である。

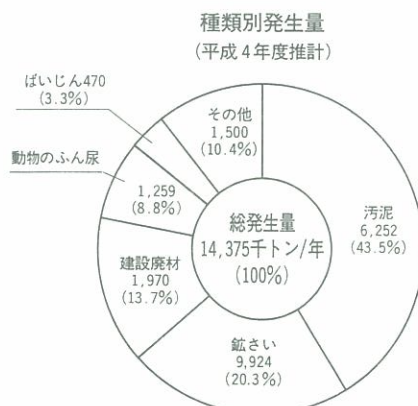
空きかん等のごみの散乱については、福岡都市圏をはじめ、県下の大部分の市町村においてごみの散乱防止に関する条例が制定されており、市町村と緊密な連携をとりながらより一層ごみ散乱防止対策に取り組んでいきたい。

さらに、廃棄物問題の解決に当たっては県民一人一人の協力が不可欠であるため、この点からの普及・啓発も欠かせないと考えている。

(2) 産業廃棄物

社会経済の発展に伴い、膨大な量の産業廃棄物が排出され、平成4年度における本県内の産業廃棄物発生量は、推計で14,375千トン/年にも達しており、これからも増加することが予想される。また、生産技術の向上に併せて、新素材物、新形状物などが開発され、産業廃棄物の種類も多様化することが予測される。

産業廃棄物については、事業者処理責任があるが、県としてはこの原則を踏まえて次の施策を進めていく。



・適正処理の確保

極めて重要な課題であり、今後とも事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設に対する立入検査、指導を行うとともに処理業者講習会及び業界研修会の開催などを行っていく。事業者への監視・指導の一層の強化により適正処理を確保するだけでなく、業者等に対する住民の不信感や不安感の解消に努めていきたい。

・第3次福岡県産業廃棄物処理計画の推進

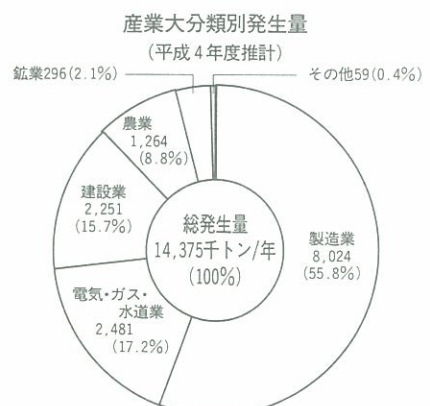
平成7年3月に策定した第3次福岡県産業廃棄物処理計画では、産業廃棄物の発生量の増大及び質の多様化、中間処理施設や最終処分場の不足、不法投棄等の不適正処理事例の発生等の課題に対応することとしている。

また、次の2点について目標値を定めている。

- ①平成17年度における産業廃棄物全体の埋立処分量を平成4年度より10%削減する。
- ②資源化率及び減量化率の合計値を平成4年度の73%から平成17年度には84%に向上させる。

・公共関与による処理施設の確保と処理方法の確立

最終処分場の確保が困難な状況の中で、県



では事業者処理の原則を補完することが必要と考え公共関与による最終処分場の設置計画等を進めている。

また、一部の産業廃棄物について、資源化再生利用を目的とした処理が進みつつあるが、大半の産業廃棄物についてはまだまだ技術開発が遅れており、この分野における技術開発について、産学官を挙げて支援していきたい。

7. 地球環境問題

県における地球環境問題への対応としては、前述の行動計画としての福岡県ローカルアジェンダ21（仮称）の策定の他に、主なものとして県民や事業者に対する普及・啓発活

動、国際協力、調査研究等が挙げられる。

国際協力については、平成5年度から九州北部3県と韓国南岸1市3道とで日韓海峡沿岸環境技術交流会議を開催し、共同で酸性雨共同調査を実施するなどの事業を進めている。平成7年度は中国江蘇省からの研修生を受け入れた。今後とも環境面からの国際協力を進めることが必要と考えており、“国際環境協力方針（仮称）”のような基本的な方針を明らかにして、韓国や中国等アジアを中心とした技術交流へ発展させていくこととしている。

また、アジアとの交流拠点という本県の地の利を生かして、地球環境問題解決のための研究開発の推進、適正技術の蓄積等に努めた

